

◎新潟県告示第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年1月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	若山178番2ほか240筆 20.0ha
新発田市	14者	宮古木下島472番ほか201筆 16.5ha
阿賀野市	5者	新保巻623番1ほか73筆 6.9ha
胎内市	2者	柴橋新江川1848番ほか8筆 2.4ha
聖籠町	5者	真野三枚橋833番ほか41筆 3.4ha
新潟市	92者	北区内島見一番割1040番1ほか1,470筆 108.2ha
三条市	7者	鬼木6223番ほか32筆 5.3ha
燕市	4者	東太田頭無71番ほか194筆 19.7ha
田上町	1者	田上47番ほか21筆 1.4ha
見附市	4者	新潟東町148番1ほか41筆 6.2ha
魚沼市	2者	中家欠下1379番2ほか16筆 1.4ha
南魚沼市	3者	名木沢111番1ほか34筆 2.0ha
十日町市	1者	上新井604番1ほか1筆 0.4ha
上越市	1者	頸城区手島南割5272番ほか6筆 1.8ha
糸魚川市	1者	梶屋敷柿ノ木527番 0.2ha
佐渡市	18者	新穂瓜生屋324番1ほか99筆 15.9ha
合計	167者	2,493筆 211.7ha

2 申請年月日

平成29年12月22日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。